

章	ページ	修正前	修正後
目次		第1章 計画策定にあたって 1 計画策定の背景及び主旨	第1章 計画策定にあたって 1 計画策定の背景及び 趣旨
1	1	1.計画策定の背景及び主旨	1.計画策定の背景及び 趣旨
1	1	「飯塚市子ども・子育て支援事業計画」(計画期間:平成27～31年度)策定し、～	「飯塚市子ども・子育て支援事業計画」(計画期間:平成27～31年度) を 策定し、～
1	2 (図)	〈地域型保育給付〉 小規模保育事業(定員5人以下) 家庭的保育事業(定員6～19人)	〈地域型保育給付〉 小規模保育事業(定員 6～19人) 家庭的保育事業(定員 5人以下)
1	3 (表)	家庭的保育事業	家庭的保育事業(定員5人以下)
1	3 (表)	2号認定 幼稚園の預かり保育	2号認定 幼稚園の 一時預かり
1	4	令和元年度10月より、生涯にわたる人格形成の基礎を培う～	令和元 年 度10月より、生涯にわたる人格形成の基礎を培う～
1	4 (表)	(預かり保育は対象外) ※2カ所 (預かり保育は、月額上限11,300円まで無償) ※2カ所	(一時預かり は対象外) ※2カ所 (一時預かり は、月額上限11,300円まで無償) ※2カ所
1	5	3.計画の性格と位置付け	3.計画の性格と位置 づ け
1	5 (図)	福岡県子ども・子育て支援事業計画[県]	福岡県子ども・子育て支援事業 支 援計画[県]
1	6	5.計画の期間及び評価並びに推進体制 [1]計画の期間 [2]計画推進及び進捗状況の把握 [3]計画推進に向けた関係機関の役割	5.計画の期間 [1]計画の期間 6.計画の評価及び推進体制 [1]計画推進及び進捗状況の把握 [2]計画推進に向けた関係機関の役割
2	7	～平成31年度には128,286人と13万人を下回る見込みです。	～平成31年度には128,286人と13万人を下回 っ ています。
2	22	令和年度現在、市内には幼稚園・認定こども園が13園、～	令和元年度現在、市内には幼稚園・認定こども園が13園、～
2	22	～2号認定(満3歳以上、保育所・認定こども園[幼稚園部])は103.4%、～	～2号認定(満3歳以上、保育所・認定こども園[幼稚園部])は103. 5 %、～
2	23	②放課後健全育成事業 時間外保育事業は、保護者が労働等により～	②放課後 児 童健全育成事業 放課後児童健全育成事業 は、保護者が労働等により～
2	24	⑤一時預かり事業 令和元年度現在、幼稚園での預かり保育は、～	⑤一時預かり事業 令和元年度現在、幼稚園 在園児を 対象とした 一時預かり は、～

2	24 (表)	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	一時預かり事業(幼稚園在園児を対象)
2	28	さらに、令和元年度10月より、3～5歳までのすべての子ども及び～	さらに、令和元年度10月より、3～5歳までのすべての子ども及び～
3	31	家庭や地域、企業や幼児教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が～	家庭、地域、学校、幼児教育・保育サービス事業者、企業、行政等の各主体が～
3	32	男性の子育てへの関わりの支援・促進を推進します。	男性の家事・育児への関わりの支援・促進を推進します。
4	51	・量の見込みは、「幼稚園児を対象とした一時預かり(預かり保育)」と「それ以外(保育所等での一時預かり、ファミリー・サポート・センターでの一時預かり、トワイライトステイでの一時預かり)」に分けて算出することとされています。	・量の見込みは、「幼稚園在園児を対象とした一時預かり」と「幼稚園在園児を対象としたもの以外の一時的預かり、子育て援助支援事業、子育て短期支援事業」に分けて算出することとされています。
4	51	1 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり【預かり保育】)	① 一時預かり事業(幼稚園在園児を対象)
4	51	・預かり保育は、令和元年度現在、市内の幼稚園・認定こども園13園すべてが実施しています。	・幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、令和元年度現在、市内の幼稚園・認定こども園13園すべてが実施しています。
4	52	2 一時預かり事業(その他)	② 一時預かり事業(幼稚園在園児を対象としたもの以外)、子育て援助支援事業、子育て短期支援事業
4	52	・就学前児童全般を対象とした保育所等での一時預かり、子育て援助活動支援事業での一時預かり、トワイライトステイなどによる一時預かり事業です。	・就学前児童全般を対象とした保育所等での一時預かり、子育て援助活動支援事業での一時預かり、子育て短期支援事業による一時預かり事業です。
4	52 (表)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	一時預かり事業 (幼稚園在園児を対象としたもの以外)
4	53	【量の確保方策】 ・現在の供給体制を維持し、利用ニーズに対応していきます。	【量の確保方策】 ・現在の供給体制を維持し、利用ニーズに対応していきます。 なお、利用者の利便性向上や流行性疾患・感染症等に対応するため、関係機関と連携し、将来的な増設に向けた協議・検討を行います。
4	60		5.「子育てのための施設等利用給付」(幼児教育・保育無償化)の円滑な実施 「子育てのための施設等利用給付」については、～ ※国の基本指針で新たに必須記載となった事項を追記
5	70 (表)	(再掲) 乳幼児健康診査【再掲No.8】	(再掲) 乳幼児健康診査【再掲No.10】
5	71 (表)	36 育成指導事業(巡回相談) 育所・幼稚園・こども園を保健師と臨床心理士等で巡回し、～	36 育成指導事業(巡回相談) 保育所・幼稚園・こども園を保健師と臨床心理士等で巡回し、～